

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

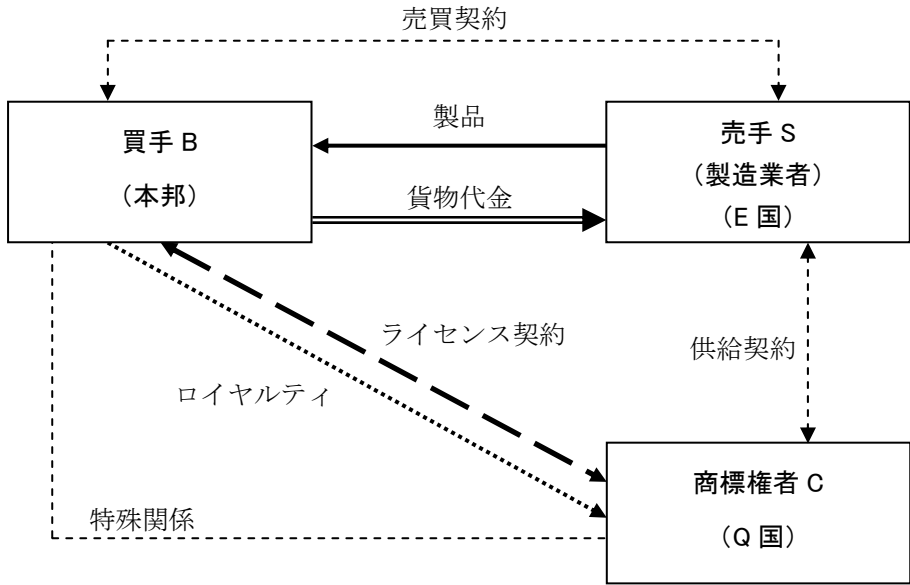
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別紙)	(別紙)
関税評価に関する取扱事例	関税評価に関する取扱事例
1. 関税定率法第 4 条関係 (1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係 イ (省略) ロ 関税定率法第 4 条各号関係 (イ) (省略) (ロ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて (事例 20) ～ (事例 29) (省略) <u>(事例 30) 商標権者が売手による製造及び買手と売手との間の売買契約に關与している場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 15)</u> (事例 31) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 11) (事例 32) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ (勧告的意見 4. 13) (ハ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 5 号に規定する売手帰属収益の取扱いについて (事例 33) 買手が売手に支払う輸入貨物 (鶏肉) の再販売収益 (事例研究 2. 1) (事例 34) 買手が売手等に支払う輸入貨物 (紳士服) の再販売収益等 (事例研究 2. 2) (2) 関税定率法第 4 条第 2 項関係 イ 関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について (事例 35) 輸入取引に関する事情の関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号該当性 (事例研究 3. 1) ロ 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について	1. 関税定率法第 4 条関係 (1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係 イ (同左) ロ 関税定率法第 4 条各号関係 (イ) (同左) (ロ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて (事例 20) ～ (事例 29) (同左) <u>(新規)</u> (事例 30) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 11) (事例 31) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ (勧告的意見 4. 13) (ハ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 5 号に規定する売手帰属収益の取扱いについて (事例 32) 買手が売手に支払う輸入貨物 (鶏肉) の再販売収益 (事例研究 2. 1) (事例 33) 買手が売手等に支払う輸入貨物 (紳士服) の再販売収益等 (事例研究 2. 2) (2) 関税定率法第 4 条第 2 項関係 イ 関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について (事例 34) 輸入取引に関する事情の関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号該当性 (事例研究 3. 1) ロ 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について

新旧対照表

改正後	改正前
(事例 36) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究 9. 1） (事例 37) 関税定率法施行令第 1 条の 8 第 4 号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究 11. 1） ハ 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について (事例 38) 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究 10. 1） 2. 関税定率法第 4 条の 2 関係 (1) 関税定率法第 4 条の 2 第 1 項関係 (事例 39) 関税定率法第 4 条の 2 に規定する「同種又は類似の貨物」（解説 1. 1） (2) 関税定率法第 4 条の 2 第 2 項関係 (事例 40) 関税定率法第 4 条の 2 第 2 項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説 10. 1） 3. 関税定率法第 4 条の 3 関係 4. 関税定率法第 4 条の 4 関係 (事例 41) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究 2. 1） (事例 42) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例研究 4. 1） (事例 43) 工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格（勧告的意見 22. 1） 注記 （省略） （事例 1）～（事例 29） （省略）	(事例 35) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究 9. 1） (事例 36) 関税定率法施行令第 1 条の 8 第 4 号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究 11. 1） ハ 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について (事例 37) 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究 10. 1） 2. 関税定率法第 4 条の 2 関係 (1) 関税定率法第 4 条の 2 第 1 項関係 (事例 38) 関税定率法第 4 条の 2 に規定する「同種又は類似の貨物」（解説 1. 1） (2) 関税定率法第 4 条の 2 第 2 項関係 (事例 39) 関税定率法第 4 条の 2 第 2 項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説 10. 1） 3. 関税定率法第 4 条の 3 関係 4. 関税定率法第 4 条の 4 関係 (事例 40) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究 2. 1） (事例 41) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例研究 4. 1） (事例 42) 工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格（勧告的意見 22. 1） 注記 （同左） （事例 1）～（事例 29） （同左）

新旧対照表

改正後	改正前
(事例 30) 商標権者が売手による製造及び買手と売手との間の売買契約に<u>関与している場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ（勸告的意見 4.15）</u>  【事実関係】 1. 本邦の買手Bは、E国の製造業者S（売手S）との間で売買契約を締結し、<u>特殊関係にあるQ国の商標権者Cが所有する商標が付された製品を購入（輸入）する。買手Bと売手Sとの間に特殊関係はない。</u> 2. 買手Bは、商標権者Cとの間で締結したライセンス契約に基づき、売手Sから購入する製品に係る商標使用权の対価として、<u>商標権者Cに対してロイヤルティを支払うこととされている。仮に買手Bが商標権者Cにロイヤルティの支払いを怠った場合、商標権者Cは当該ライセンス契約を解消することができる。</u> 3. 一方、商標権者Cは売手Sと供給契約を締結する。当該供給契約において、<u>売手Sは製品の製造にあたり商標権者Cが提供する品質、デザイン、技術に関する仕様書に従うとともに、商標権者Cが決定した者（買手Bを含む）に製品を独占的に販売することとされている。売手Sと商標権者Cとの間に特殊関係はない。</u> 4. 買手Bと売手Sの間の売買契約書には買手Bから商標権者Cへのロイヤルテ	(新規)

新旧対照表

改正後	改正前
<u>イの支払いについての記載はない。</u> 【問】 <u>上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが商標権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。</u> 【答】 <u>1. 上記ロイヤルティは、商標使用権の対価であり上記製品には商標が付されることから、当該製品に関連している。</u> <u>2. 商標権者Cは供給契約に基づき売手Sに対しデザイン及び技術を直接提供するとともに製品の販売先を決定しており、またライセンス契約に基づき買手Bに対して商標の使用を許諾していることから、実質的に、買手Bは商標権者Cにロイヤルティを支払わなければ当該製品を購入することができない。</u> <u>3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記製品の課税価格に含まれるものである。</u> 【関係法令通達】 <u>関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13</u> <u>注記</u> <u>本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</u> (事例 31) ～ (事例 43) (省略)	(事例 30) ～ (事例 42) (同左)